

2024年9月13日

各位

不動産投資信託証券発行者名 東京都千代田区内神田一丁目 14番 10号 イオンリート投資法人

代表者名 執 行 役 員 関 延明

(コード: 3292)

資産運用会社名

イオン・リートマネジメント株式会社

(TEL. 03-6779-4073)

## 自己投資口取得に係る事項の決定に関するお知らせ (投資信託及び投資法人に関する法律第80条の5に基づく自己投資口の取得)

イオンリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の本投資法人役員会において、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第80条の5第2項の規定により読み替えて適用される同法第80条の2の規定に基づき、自己投資口取得に係る事項について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、取得した全ての投資口につき、2025年1月期(第24期)中に消却することを予定しています。

記

## 1. 自己投資口の取得を行う理由

本投資法人は、戦略的なキャッシュマネジメントとして、減価償却費相当額の内部留保金を含む手元資金をその時々の状況に応じて最適に配分し、中長期的な投資主価値の向上に取り組んでいます

現在、投資口価格が割安な水準で推移する中、本投資法人は投資主価値の向上に資する手元資金の使途について検討を重ねてきましたが、投資口価格の水準、手元資金の状況、財務状況及びマーケット環境等を総合的に勘案した結果、現状下においては手元資金の一部を自己投資口の取得に充当することが、中長期的な投資主価値の向上に資するものと判断しました。

## 2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得し得る投資口の総数	24,000 口 (上限) (発行済投資口の総口数(自己投資口を除きます。) に対する割合 1.13%)
(2) 投資口の取得価額の総額	3,000 百万円 (上限)
(3) 取得期間	2024年9月17日~2024年12月30日
(4) 取得方法	証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付

上記取得期間の終期の前日までに上記の取得し得る投資口の総数の上限又は投資口の取得価額の総額の上限のいずれかに達した場合(取得価額の総額の上限額から買付代金の累計を控除した金額により追加の買付けを行うことが困難であると自己投資口取得に係る取引一任を受けた証券会社が判断した場合を含みます。)には、当該時点を取得期間の終期とします。

なお、投資口の取得価額の総額については、現在の手元資金の状況、今後の資金需要、自己投資口取得実行後のLTV 水準、2025 年 1 月期(第 24 期)中の消却完了までに要する時間を勘案した取得期間等に鑑み、その規模を決定しました。



- (注)本投資法人の投資口価格水準や投資口の流動性、市場動向等によっては、取得口数又は取得価額の総額のいずれも上限に到達せず、又は全く取得が行われない場合があります。
- 3. 取得後の方針について

本投資法人は、取得した全ての自己投資口について、投信法の定めに基づき、本投資法人役員会の決議により 2025 年 1 月期 (第 24 期) 中に消却する予定です。

## 【ご参考】

2024年9月13日時点の自己投資口の保有状況

発行済投資口の総口数 (自己投資口を除く)	2, 123, 952 □
自己投資口数	ОП

以 上

\*本投資法人のホームページアドレス : https://www.aeon-jreit.co.jp/